

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第二十四回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第四条を二件、農地法
第五条を一件、お願いいたします。
それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。
福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、5番笹本委員、6番石川
泰広委員にお願いをいたします。
これより日程第一、報告第三十二号から日程第三、報告第三十四号を上程い
たしたいと思いますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第三十二号から日程第三、報告第三十四
号を上程いたします。
事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第三十二号から日程第三、報告第三十四号を確認
いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、
その他に移ります。
生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書の発行について、二件
ございます。
事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

続いて事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

事務局 前回買い取り申出のあった生産緑地について、市内の全農家に対しあつせん
の通知を個別に送付しましたが、買い取りについてのアつせん通知はどの
ようにするのがよいか、御意見をお聞かせください。

委員 前回は、買い取りの意思がない方からも被相続人に対して問い合わせが多く
来たということ聞いています。同じ農家とはいえ、一般に所在地、面積を
知らせることは、被相続人の心境を考えると一定のプライバシーに配慮する
べきと考えます。買い取り目的のために通知するとはいえ、実際に過去に買
い取りが行われている事案がないことから、個人情報保護を優先すべきと
考えます。

事務局 他市では、農業委員会報告し、農業委員に買い取りあつせん告知及び情
報収集をお願いしているケースが多いようで、農家全体に対して個別通知を
行っているところはほとんどないようです。

委員 それならば地番、地積、買い取り申出期限を公示し、農業委員が情報収集を
行うことで、市内農家への個別通知はしなくてもよいのではないのでしょうか。

会長 それでは、買い取りについては、所在地及び面積について、公示及び農業委

員への伝達を行い、土地所有者についての個人情報は公示しないということ
でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

会長 買い取りについては、公示と農業委員への伝達とします。なお、各農家から
買い取りについて相談を受けた場合には、各農業委員は適切にに応じてくださ
い。

会長

それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十五年七月二十五日（木）午前十時から開催予定。場所は
商工会館二〇二会議室です。

以上で第二十四回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。